

質問項目	答弁内容
令和5年5月15日付の「飯山駅前市有地宿泊施設整備促進事業についての飯山市の方針」の内容は、主に有識者懇談会の内容が書かれているが、その内容を総合的に判断し方針を出したと思うが、この方針を出すにあたり、庁内会議等を経ているのか、また議事録等があるのであれば確認をしたい。	駅前の宿泊施設いわゆる駅前ホテルの関係については、市長が主に対応しているということで、指示を受けた職員が業務を執行し、市長は執行機関の長ですので、市長が判断し執行してきております。 5月15日の方針の作成の中で、庁議とか部課長会議で示したかどうか調べてみないとわかりませんが、作成するにあたっては、市長と、主にホテルの関係の業務の指示については総務部長のところにきますので、総務部長と、法的な関係等もありますので担当している総務部、庶務課の数人の職員で内容について確認をし、市長に提案するという作業は行っております。出す前に庁議に諮ったかどうかは、記憶が定かでないため回答は控えます。これに関して庁内全体で庁議以外で会議を行ったという、それは行っていません。
庁議に諮ったか確認はできるか。	庁議のまとめは毎回作っていますのですぐに確認できます。これは後で回答します。 (※ 後日、庁議には諮っていないとの回答あり)
有識者懇談会の人選は、様々な理由をつけて選定していると思われるが、委員選定をどのような組織で行ったのか、記録はあるのか確認をしたい。	委員の選定につきましては、市長が最終的に決めております。 ただ市長から、こういう方を選ぶかどうかという話があり、利害関係とか、法的に明らかに選任はまずいという場合には助言しますが、市長から示された方々については、特段問題が見受けられなかったもので、特段意見はないと申し上げました。それで市長が選任したという経過です。 したがって会議等を開催して決めたということではありません。
有識者懇談会の委員からの指摘について、法的根拠に基づく事務処理の誤りを指摘している部分はあるのか。誤りがあったとすれば、庁内で確認をしているのか。そういった会議を持っているのか。	有識者懇談会については、有識者から市長が個別に意見を聞いて、それに基づいて市長が判断するというものです。それについて、市長から具体的に何か確認とか指示はないので実施はしておりません。
飯山市の方針としては、補助金を出さないということですが、その不交付を決めた内部の決裁文書は存在するのか確認をしたい。	市長は「できかねる」という表現をしており、「できかねる」というのは「しない」ということではなく、交付するには非常に難しい、厳しいという意味だと伺っております。その関係については、執行機関の長自ら行っていますので、市長の判断で行っていくことになります。 そのため、決裁文書は一番上の方が決めているわけですので、そのような文書はないと思います。
「できかねる」、出さない訳ではないけれど、難しいという事を市長から聞いたと言われたが、間違いはないか。	市長からいただいている話の解釈では、「できかねる」というのは「しない」ということではなく「極めて難しい」と考えています。
それはいつ聞いたのか。 先日の記者会見で、「だしかねる」というのは難しいという意味だったと言った。いくら質問しても「だしかねる」しか言わなかった。「難しい」なんて一言も言わなかった。	いつ聞いたかは本当に思い出せません。ただ、そういう認識を受けて業務をしてきているところです。
本会議で「執行しかねる」というのは中断かと言ったら中断ではありませんと言った。「執行しかねる」の言葉のとおりだと。 だからそのあたりで聞いたのか、もっとずっと前なのか。	この6月議会あたりで聞いたのかということであれば、もう少し前になります。
令和5年4月17日実施の市長記者会見で、「執行しかねる」は「執行できないということ」ということを、記者の前で発言をしています。ですから、その時点では「執行しない」という意思表示は記者会見の場所でされている。	

令和5年5月15日に飯山市の方針が示された。その後令和5年6月21日付でホテル側代理人弁護士から、令和5年度に予算化されている補助金1億6000万円について交付していただけるか否か、7月7日までに書面による回答の依頼がありました。これにどのように対応されたのか、またその根拠をお聞きしたい。	6月21日に飯山ホテル株式会社から通知をいただいております。これについては最終的に7月21日付で回答しております。
どう回答内容で、その根拠を聞きたい。	回答の内容ですが、補助金の交付申請が出ていないので、補助金の交付を決定するかしないかということとはできないという回答です。
ホテル側の通知書は「令和5年7月7日までに、本年度中に補助金1億6000万円を交付していただけるか否か書面により回答願います。回答がないか、または本年度中に補助金の交付をいただけない場合は、やむを得ず貴市を相手方として、法的手続きを取ることを予告致します。」という通知書だったが、これに対して今答えたのが市としての回答だったのか。	補助金の申請がないのに払うかどうか決定はできない。全ての補助事業がそうだと思うが、補助金の申請があり、その要綱に照らし合わせ適正かどうか判断してから補助金交付決定を行うものなので、交付申請がないので、交付決定も行っていないため補助金を交付することはできませんという内容です。
それによってホテル側が民事調停を申し入れた。それを飯山市が受け入れ調停に至ったという経過で間違いはないか。	この回答をもって、先方が調停を申し出たかどうかは、先方の考えですの答えようがないですが、ただ事実関係として、私どもの回答は7月21日に文書にて回答していますが、飯山市長宛の飯山簡易裁判所からの調停期日呼出状の日付は7月19日付になっております。
ホテル側から求められた期限は7月7日だったが回答がなかった。だから、7月19日にホテル側からそういう申し入れがでた。それで、市は慌てたかどうかしらないけれども、21日になって、先ほどの答弁の回答をホテル側に通知したという経過だと思うが、間違いはないか。	締め切りの期日が今7月7日で先方から通知をいただいていたが、その締め切りの期日までには回答できる状況ではなかったもので、7月5日付けで飯山ホテル株式会社へ「回答を求められています但検討中であるため、7月21日を目途に回答します」という通知を出させていただいております。
その回答を受けて、ホテル側が民事調停を申し入れたと聞いており、1年間の調停に至ったという結果だと思いますが、間違いはないか。	経過については先程の答弁の通りで、これを理由に調停を行ったかどうかは先方の考えですので、私どもの方からお答えすることは特段ないです。
調停の申し立てまでに、何度か事業者と交渉というか話し合いが持たれたと一般質問で市長が話されていたが、どんな内容を話したのか、そこに誰が同行して、話の内容とかメモ・議事録などはあるのか。	私が同行した話し合いについては、話し合いの内容について、業務のために記録しておく必要があるためメモは作成しております。ただ会議録というようなものは作成しておりません。
何度か話し合いが持たれた中で、確かその話の内容は非公開という形にしましょうというようなことを市長おっしゃってたと思うが、非公開にすると申し出たのはホテル側なのか市側なのか。	非公開にしましょうという話をしていたかどうかということについて記憶にはありません。なので非公開というのは、市長の方でそういうお話をなさったかなというくらいの認識です。
飯山ホテル側が調停を申し入れた原因をどのように分析しているのか。調停を進めるにあり、弁護士の選定など、庁内でどのような組織で会議が開催されたのか。会議資料や議事録が存在するのであれば確認したい。	先方も様々な理由や事情があり、調停を申し立てたとは思いますが、私は市長の指示に従い業務をしておりますので、その原因等についてどうかという事については、回答は控えさせていただきます。次に、弁護士の選定に当たり会議を行ったかということですが、市長からこういう弁護士でどうかと事前に相談があり、特段いけない事情もなかったもので、市長のご判断でよろしいのではないかと位の話はお伝えし、市長が判断して決めたとことで、弁護士を選定するにあたり庁内で会議を開催したという事はございません。ただ、副市長、教育長、その他の職員と市長が打ち合わせをしていたかどうかは、私は確認しておりません。
調停条項案の中で、8階建てから4階建てになった図面が示されている。補助金交付要綱と照らして、それが適合するかどうか。補助金交付要綱に関しては、補助金を3億円から3億6000万円に増額する金額の部分しか触れてないが、その他の部分に関して何ら問題ないという考えなのか。要は「旅行者に質の高い宿泊施設を提供する」という補助金交付要綱に合致してないのではないのか。その辺の考えとかは庁内で話し合われたのか。	調停の関係については市長が担当している。調停条項案は、市と飯山ホテル株式会社さん、調停委員さんの中で合意してできたということです。合意したということは、その部分も全部確認し合意したということになるということです。庁内で打ち合わせしたかどうかについては、調停に関することなので答弁は控えさせていただきます。
6月21日付けのホテル側からの通知書、それに対する市からの7月21日付の回答文書はこの委員会へ提出できるか。	文書で依頼があれば検討します。提出するかどうかは市長の判断になるが、出せるという判断になれば提出します。（※後日、文書の写しの提出あり）

補助金の交付申請がないから、補助金は出せませんという通知が7月21日に出されたから、ホテル側はこれをもって、調停の手続きに入ったと理解しているが。	先方が、何をもって調停を申し立てたかというのは、私どもの方では分かりませんが、事実関係として、7月の19日に裁判所から調停期日呼出状発送され、これ受け付けたのは確か次の日だったと思います。
その呼出状に対し、市としてどう応えたのか。	調停呼出しに応じるということにしましたので調停になったということです。
補助金の要請がまだありませんという回答はすぐ出せるはずだと思う。 市とホテルの契約の中では、令和7年3月までにホテルを作らなくてはいけないなかで、本当にギリギリの回答期日を切って要請をしたと思うが、その期日を延ばす回答をホテル側に出してる。これは、恣意的にやったとしか思えないが、そういうことはなかったのか。	恣意的に行ったことはない。 そのときの事務の経過について定かに覚えていませんが、慎重に法令等に則り執行していかなければいけないという思いで業務をしていたので、恣意的にということではなく、回答について検討していたため時間がかかったということです。
市長がずっと言っている「事務執行に不備があった」という部分が明らかになっていないと思うが、どこにその不備や落ち度があったのか。 落ち度があったとすれば、どの部分が法令に違反していたのかということを確認していただきたい。	事務執行に不備があったかどうかについては市長の判断で、その部分の確認とか指示は特段ないため、確認していないというか業務はしておりません。
その事務執行に不備があったという部分が、我々にとっても市民の皆さんにとっても重大な部分だと思う。市とすれば法的根拠に基づき、こういった部分の事務執行に不備があったということを示してほしいと思うが、このことを市民の皆さんや我々に示すことはないのか。	それに関しては市長の判断になりますので、回答は控えさせていただきます。 市の対応方針通りということで私の方では確認はしてます。
事務というのは市長だけではできない。職員みんなが進めるもの。それを職員が何も言えませんが、これはおかしいと思う。 市長に説明してくださいというくらいでなければ、上から何か言われれば何でもするのかとなってしまふ。抵抗できないと言われればそうかもしれないが、その辺を引き締めてもらいたいと思うが。	総務部長の立場でお話させていただきます。市長は、政策とか思いとかがあり、選挙によって選出されてくるわけですから。 市長が何を行っていくか、どのような公約で当選してきたかということがあります。そのことについて職員は市長の指示によって業務を執行していくことになります。事業、業務を執行していく中では、それぞれ課題とか解決しなければならないことも出てきます。それを解決するためために、創意工夫をし、みんなで意見を出し合い、よりよい方策を決めていくということで、常日頃から業務を執行しております。 今後もそういう姿勢を示しながら職員には伝えていきたいと思っておりますし、私として市長から提案や意見を求められた場合には、率直に答えていきたいと考えております。
事務執行についての話ですが、市長は3点を挙げてしっかりと説明していたと思えます。 法的にはなっていませんが、法律が全てではないと理解しているが。	「飯山市の方針」に書いてあることが全てという認識です。
ホテル側は補助金を出してもらえないという見通しになったから調停に至ったわけです。 それで調停を1年続け、その結果出さないと言っていた補助金が3億6000万円になった。その理由とか積算の根拠とか、調停の中でどの様な話し合いがあったのか聞きたい。	まず、先方がどのような思いで調停を申し入れたかについては、先方のお考えですので評価等は控えさせていただきます。調停についてですが、金額の関係等については、調停の中で飯山ホテル株式会社、飯山市、調停委員の三者で協議を行い、調停条項案を出したものであります。話し合われた内容については公表しないということで調停を行っておりますので答弁を控えさせていただきます。
市とホテルが調停条項案について合意した。案を見ると4階建てのホテルならいいということと、資材高騰等の理由で補助金3億6000万円を出す条件となっているが、これを双方で合意したということは、今後我々が議論していく上で、飯山市の方針として4階建の建設計画と3億6000万の債務負担行為が議案として出てくるのか。	9月議会において、調停条項案を議案として提案させていただき議会の判断を求めます。それから債務負担行為の設定についても、総金額は3億6000万円で令和8年度までのということで議案を提案したいと考えています。
条項案では補助金は建設費の3分の1と書いてある。 ということは、建設費は3億6000万円の3倍とすると10億円位になると思うが、3割の負担がいいかどうかという議論もこれから必要と思うが。	いずれも調停条項案で定められていることですので、調停条項案について議決を求めるということになります。

<p>「飯山市の方針」に沿って、補助金は出しかねるとした。 その中に事務執行の問題や、景観計画の問題等々があるが、ここで補助金を出すことになったということは、市長が今まで言ってきた事が間違っていた、間違っていたことを認めたと理解できる。 そうすると、補助金の増額分6,000万円は損害賠償ではないかと思うが、調停の中で話し合いはあったか。</p>	<p>調停の内容については発言を控えさせていただきます。</p>
<p>今後他の補助も、物価や資材が上り、20%位要求があれば増やしていくという、そういうことも考えて、この3億6000万円という数字になったのか。これは交渉の内容ではなく、補助金を増やしたとなると、今後、他の事業も補助金を増やしてもらえるのかとみんな言っている。これは大事な問題だと思うが。</p>	<p>3億6000万円に至った経過については、調停条項案に書いてあるとおりで、それ以上のことについてはお話しはできません。 それから、物価等の上昇で補助金額が足りないというような事業について補助金を増額するのかどうかということですが、それにつきましても市長判断になりますので回答を控えさせていただきます。</p>
<p>調停にかかる諸々の経費、弁護士費用とかその他相談料とかがあるか分からないが、今後の経費等も含め、費用の内訳と、どういう形で支出をするのか。</p>	<p>弁護士費用については1回あたり11万円で、既決予算の弁護士費用の中で執行するというので、令和5年度は既決予算の範囲内で何とか支払いできました。令和6年度につきましても、今のところの見込みでは、既決予算の範囲内で済んでいます。</p>
<p>1回来てもらって11万円とは聞いているが、他にも相談しているとか、そういう経費は盛り込まれているのか。</p>	<p>1回あたり11万円というだけです。 別段の金額設定をした契約にはなっていないので、費用は発生していない状況です。</p>
<p>11万円は交通費込みか。</p>	<p>交通費込みです。</p>
<p></p>	<p></p>